

令和7年6月市議会定例会

参 考 資 料

焼 津 市

令和7年6月市議会定例会

参 考 資 料 目 次

議案番号	件 目	頁
認第4号	専決処分事件の報告及び承認について（焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について）	1
認第5号	専決処分事件の報告及び承認について（焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	7
議第60号	焼津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議第61号	焼津市教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について	12
議第62号	消防ポンプ自動車の取得について	14
議第63号	避難所用自動ラップ式トイレの取得について	17
議第64号	排水ポンプ車の取得について	20
議第65号	焼津市道路線の認定について	23

認識第4号 焼津市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>焼津市税条例</p> <p>昭和29年6月1日条例第14号</p> <p>第1条 ～ 略 第36条 (市民税の申告) 第36条の2 略 2～7 略</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）<u>、当該該当することとなつた日</u>その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>第36条の3 ～ 略 第81条の9 (種別割の税率) 第82条 略 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（<u>ウに掲げるものを除く。</u>）又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円 エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400</p>	<p>焼津市税条例</p> <p>昭和29年6月1日条例第14号</p> <p>第1条 ～ 略 第36条 (市民税の申告) 第36条の2 略 2～7 略</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）<u>、当該該当することとなつた日</u>その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>第36条の3 ～ 略 第81条の9 (種別割の税率) 第82条 略 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p>

三 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

2 略
 3 略
 第83条 略
 ～ 略
 第88条 (種別割の減免)
 第89条 略
 2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。
 (1) 略
 ～ 略
 (4) 略
 (5) 原動機の総排気量又は定格出力
 (6) 略
 ～ 略
 (8) 略
 3 略
 (身体障害者等に対する種別割の減免)
 第90条 略
 2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障

円
 二 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

2 略
 3 略
 第83条 略
 ～ 略
 第88条 (種別割の減免)
 第89条 略
 2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。
 (1) 略
 ～ 略
 (4) 略
 (5) 原動機の総排気量又は定格出力（第82条第1項第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）
 (6) 略
 ～ 略
 (8) 略
 3 略
 (身体障害者等に対する種別割の減免)
 第90条 略
 2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障

害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件
- (6) 略

3. 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をすることも前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4. 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受けている者について準用する。

第91条
略

害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件
- (6) 略

3. 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するため
に必要な措置を受けなければならない。

4. 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をすることも前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5. 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受けている者について準用する。

第91条
略

第139条の2

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めると認められるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

- (1) 公益のため直接専用する土地
 - (2) 市の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地
 - (3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの
- 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

(1) 提出期限までに当該申請書を提出することができないことにつき、やむを得ない事情があると市長が認めるとき。

(2) 当該者が所有し、又は取得した土地が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると市長が認めるとき。

- (1)
- ～ 略
- (3)

3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

以下本則略

附 則

第1条

～ 略

第10条

第139条の2

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めると認められるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

- (1) 公益のため直接専用する土地
 - (2) 市の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地
 - (3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの
- 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1)
- ～ 略
- (3)

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、前項の申請書の提出を要しないものとする。

(1) 提出期限までに当該申請書を提出することができないことにつき、やむを得ない事情があると市長が認めるとき。

(2) 当該者が所有し、又は取得した土地が第1項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると市長が認めるとき。

4 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

以下本則略

附 則

第1条

～ 略

第10条

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～21 略

- 22 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 23 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 24 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 25 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～12 略

- 13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～21 略

- 22 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 23 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 24 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 25 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～12 略

- 13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

- 14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

- 15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第

18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1)
- ～ 略
- (6)

15 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1)
- ～ 略
- (6)
- 第11条
- ～ 略
- 第19条の2
(読替規定)

第20条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

以下 略

18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1)
- ～ 略
- (6)

16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1)
- ～ 略
- (6)
- 第11条
- ～ 略
- 第19条の2
(読替規定)

第20条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

以下 略

認第5号 焼津市国民健康保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

旧	新
<p>焼津市国民健康保険条例</p> <p>昭和41年10月8日条例第16号</p> <p>第1条 略</p> <p>第20条 (保険料の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険料の納税義務者に対して課する保険料の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 略</p> <p>カ (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納税義務者</p>	<p>焼津市国民健康保険条例</p> <p>昭和41年10月8日条例第16号</p> <p>第1条 略</p> <p>第20条 (保険料の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険料の納税義務者に対して課する保険料の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 略</p> <p>カ (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納税義務者</p>

(前2号に該当する者を除く。)

ア ～ 略
カ 略
2 略
3 略
以下 略

(前2号に該当する者を除く。)

ア ～ 略
カ 略
2 略
3 略
以下 略

新旧対照表

議第60号 焼津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）	新
<p>焼津市職員の育児休業等に関する条例</p> <p>平成4年3月31日条例第5号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（法第12条及び第19条第3項において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条（給与に係る部分に限る。）及び第15条（これらの規定を法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項まで及び第5項の規定に基づき、並びに法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 ～ 略</p> <p>第21条 (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第22条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。）</p> <p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第23条 法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 勤務時間条例第14条の規定による特別休暇（生児を育てる場合のものに限る。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間又は当該介護時間の</p>	<p>焼津市職員の育児休業等に関する条例</p> <p>平成4年3月31日条例第5号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（法第12条及び第19条第3項において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条（給与に係る部分に限る。）及び第15条（これらの規定を法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 ～ 略</p> <p>第21条 (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第22条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第23条 部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 勤務時間条例第14条の規定による特別休暇（生児を育てる場合のものに限る。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間又は当該介護時間の承認を</p>

受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護のための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合）においては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護のための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合）においては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第23条の2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1）1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2）第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第23条の3 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として定める時間）

第23条の4 法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1）非常勤職員以外の職員 77時間30分

（2）非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第23条の5 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は

疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

（部分休業をしている職員についての給与条例の特例）

第24条 職員が法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、給与条例第11条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 略

（部分休業の承認の取消事由）

第25条 法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

第26条

～ 略

第28条

附則 略

（部分休業をしている職員についての給与条例の特例）

第24条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 略

（部分休業の承認の取消事由）

第25条 第14条の規定は、部分休業について準用する。

第26条

～ 略

第28条

附則 略

議第61号 焼津市教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例(案) 新旧対照表

旧		新																																	
<p>焼津市教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償支給条例 昭和31年12月5日条例第28号 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定に基づき、別に定めるもののほか、焼津市教育委員会の委員等法令によつて設置された各種委員その他非常勤の特別職の職員(以下「委員等」という。)に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について定めるものとする。 (報酬)</p> <p>第2条 委員等の報酬は、別表第1に定める額とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>第3条 略</p> <p>～ 略</p> <p>第5条 略</p> <p>附則 略</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p>	<p>焼津市教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償支給条例 昭和31年12月5日条例第28号 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定に基づき、別に定めるもののほか、焼津市教育委員会の委員等法令によつて設置された各種委員その他非常勤の特別職の職員(以下「委員等」という。)に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について定めるものとする。 (報酬)</p> <p>第2条 委員等の報酬は、別表第1に定める額とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>第3条 略</p> <p>～ 略</p> <p>第5条 略</p> <p>附則 略</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p>	<p>報酬額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会の委員</td> <td>月額 44,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>選挙長</td> <td>日額 10,800円</td> </tr> <tr> <td>投票管理者(期日前投票所の投票管理者を除く。)</td> <td>日額 12,800円</td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td> <td>日額 11,300円</td> </tr> <tr> <td>開票管理者</td> <td>日額 10,800円</td> </tr> <tr> <td>投票立会人(期日前投票所の投票立会人を除く。)</td> <td>日額 10,900円。ただし、立会時間内に交替する場合には、10,900円以内</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬額	教育委員会の委員	月額 44,000円	略	略	選挙長	日額 10,800円	投票管理者(期日前投票所の投票管理者を除く。)	日額 12,800円	期日前投票所の投票管理者	日額 11,300円	開票管理者	日額 10,800円	投票立会人(期日前投票所の投票立会人を除く。)	日額 10,900円。ただし、立会時間内に交替する場合には、10,900円以内	<p>報酬額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会の委員</td> <td>月額 44,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>選挙長</td> <td>日額 12,200円</td> </tr> <tr> <td>投票管理者(期日前投票所の投票管理者を除く。)</td> <td>日額 14,500円</td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td> <td>日額 12,800円</td> </tr> <tr> <td>開票管理者</td> <td>日額 12,200円</td> </tr> <tr> <td>投票立会人(期日前投票所の投票立会人を除く。)</td> <td>日額 12,400円。ただし、立会時間内に交替する場合には、12,400円以内</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬額	教育委員会の委員	月額 44,000円	略	略	選挙長	日額 12,200円	投票管理者(期日前投票所の投票管理者を除く。)	日額 14,500円	期日前投票所の投票管理者	日額 12,800円	開票管理者	日額 12,200円	投票立会人(期日前投票所の投票立会人を除く。)	日額 12,400円。ただし、立会時間内に交替する場合には、12,400円以内
職名	報酬額																																		
教育委員会の委員	月額 44,000円																																		
略	略																																		
選挙長	日額 10,800円																																		
投票管理者(期日前投票所の投票管理者を除く。)	日額 12,800円																																		
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300円																																		
開票管理者	日額 10,800円																																		
投票立会人(期日前投票所の投票立会人を除く。)	日額 10,900円。ただし、立会時間内に交替する場合には、10,900円以内																																		
職名	報酬額																																		
教育委員会の委員	月額 44,000円																																		
略	略																																		
選挙長	日額 12,200円																																		
投票管理者(期日前投票所の投票管理者を除く。)	日額 14,500円																																		
期日前投票所の投票管理者	日額 12,800円																																		
開票管理者	日額 12,200円																																		
投票立会人(期日前投票所の投票立会人を除く。)	日額 12,400円。ただし、立会時間内に交替する場合には、12,400円以内																																		

期日前投票所の投票立会人	で市長が定める額 日額9,600円。ただし、立 会時間内に交替する場 合にあつては、9,600円以 内で市長が定める額
指定病院等における不在者投票の外部立会人	日額10,900円以内で、従事 する時間に応じ、市長が定 める額
開票及び選挙立会人	日額 8,900円
略	略
その他特別職の非常勤職員	日額10,000円を超えない 範囲内で任命権者が定め る額(必要に応じ月額又は 年額とすることができる。)

別表第2 略

期日前投票所の投票立会人	で市長が定める額 日額10,900円。ただし、立 会時間内に交替する場 合にあつては、10,900円以 内で市長が定める額
指定病院等における不在者投票の外部立会人	日額12,400円以内で、従事 する時間に応じ、市長が定 める額
開票及び選挙立会人	日額 10,100円
略	略
その他特別職の非常勤職員	日額10,000円を超えない 範囲内で任命権者が定め る額(必要に応じ月額又は 年額とすることができる。)

別表第2 略

消防ポンプ自動車の取得について

1	取得物品	消防ポンプ自動車
2	取得台数	2台
3	事業実施場所	焼津市焼津二丁目7-1 焼津市中新田581-1
4	取得理由	焼津市消防団第2分団及び第12分団が使用している消防ポンプ自動車の老朽化に伴い取得するもの
5	仕様	型式 1.0t級 ダブルキャブオーバー型 駆動方式 2WD 全長 5,450mm以下 全幅 1,850mm以下 全高 2,400mm以下 ホイールベース 2,545mm以下 乗車定員 6名 トランスミッション AT 燃料 ガソリン 燃料タンク 60L以上 車両総重量 3,500kg未満（普通免許対応）

入 札 結 果 表

入札番号	物品10号	発注担当課	地域防災課		
件名	消防団第2・12分団 消防ポンプ自動車 (車両総重量3.5t未満)				
納品場所	焼津市消防防災センター (焼津市石津1丁目6-1)				
入札執行者	焼津市長 中野 弘道				
入札方法	指名競争入札				
入札日時	令和07年5月15日(木) 14時20分				
落札価格	¥55,660,000- (入札書比較価格: ¥50,600,000-)				
予定価格	¥57,337,720- (入札書比較価格: ¥52,125,200-)				
入札参加業者名	第1回入札		第2回入札		結果
	順位	金額	順位	金額	
(株)日消機械工業	1	¥50,600,000-			落札
旭産業(株)	2	¥52,900,000-			
(株)ケイショウ車体	3	¥53,800,000-			
サンコー防災(株)	4	¥54,800,000-			
静岡トヨタ自動車(株)法人営業部	5	¥55,200,000-			
(有)協和消防機商会	辞退				辞退
日本ドライケミカル(株)静岡営業所	辞退				辞退
静岡日野自動車(株)藤枝営業所	辞退				辞退
小川ポンプ工業(株)三島事業所	辞退				辞退
(株)島山ポンプ製作所	辞退				辞退
いすゞ自動車中部(株)藤枝支店	不参				不参
* (上記金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額が法令上の申し込み価格である。)					
指名理由	焼津市指名業者選定基準に基づき、総合的に勘案し、上記業者を指名した。				
備考					

消防団第2、第12分団 消防ポンプ自動車

消防団第12分団(平成20年度購入(配置後17年経過))
消防団第2分団(平成21年度購入(配置後16年経過))



概 要

今回更新予定の消防ポンプ自動車は、普通免許で運転することができる総重量が3.5t未満の車両で、最新鋭の資機材を装備する車両である。

【主要装備】

- ① A-2級ポンプ
- ② ホースカー(展張用)ホース6本収納

第15分団と同一の車種の納品を予定している。

避難所用自動ラップ式トイレの取得について

- 1 取得物品 避難所用自動ラップ式トイレ
 2 取得物品の一覧 取得する物品は、次のとおり。

取得物品	数量
ラップポン・トレッカーWT-4GV(S) 避難所セットA	165セット

3 取得理由

既に備蓄している簡易トイレに加え、より衛生的で要配慮者が負担なく使える自動ラップ式トイレの避難所への配備を行うことにより、排泄物の保管状況の改善（汚損・臭気）、省スペース化が図られ、能登半島地震などの大規模災害時で課題となった「避難所の生活環境の抜本的な改善」につながり、また、内閣府がスフィア基準によるトイレ整備指針を示したことに伴う不足分を整備するもの。

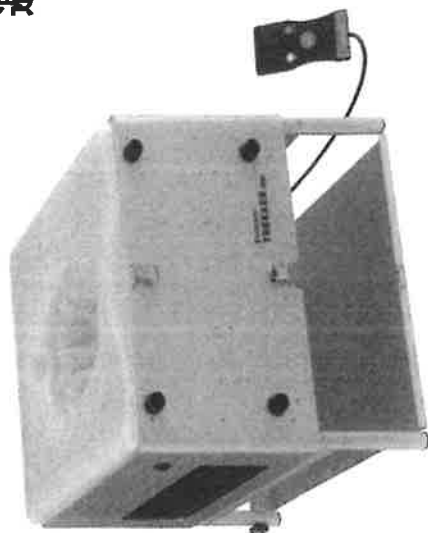
- 4 仕様
- 品名： ラップポン・トレッカーWT-4GV(S)
避難所セットA
- 品番： WT4SESS1AG
- メーカー： 日本セイフティー株式会社
- セット内容： ・ラップポン・トレッカーWT-4GV(S) 1台
・ラップポン消耗品セットBタイプ5セット
(フィルム・凝固剤・ウェットティッシュが50回分)
・ハンディーバッテリー (DC14.8V) 1台
- 材質： フレーム (アルミニウム)
フィルムガイド (ポリプロピレン樹脂)
便座 (ポリプロピレン樹脂)
脚 (アルミニウム)
- 電源： AC100V又はDC14.8Vのハンディーバッテリー
- 外形寸法 (保管時)： 39cm (縦) × 46cm (幅) × 27cm (高さ)
- 質量： 本体約12kg
- 特徴： 自動ラップ機構は水を使わず、熱圧着によって排泄物を1回毎に密封し、個包装にして切り離すので、汚物が入った袋を縛って捨てる作業を省き、簡単に処理ができる。また、臭いや汚物を漏らさず清潔さを保ち、トイレ環境の衛生面を確保できる。

入 札 結 果 表

入札番号	物品13号	発注担当課	地域防災課		
件名	避難所用自動ラップ式トイレ				
納品場所	焼津市消防防災センター（焼津市石津1丁目6-1）				
入札執行者	焼津市長 中野 弘道				
入札方法	指名競争入札				
入札日時	令和07年5月15日(木) 14時30分				
落札価格	¥38,078,700-（入札書比較価格：¥34,617,000-）				
予定価格	¥43,242,375-（入札書比較価格：¥39,311,250-）				
入札参加業者名	第1回入札		第2回入札		結果
	順位	金額	順位	金額	
旭産業（株）	1	¥34,617,000-			落札
（有）協和消防機商会	2	¥35,376,000-			
（株）日消機械工業	2	¥35,376,000-			
（有）バックヤード	3	¥37,290,000-			
（株）東海消防機材商会 静岡営業所	3	¥37,290,000-			
鈴与技研（株）	辞退				辞退
*（上記金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額が法令上の申し込み価格である。）					
指名理由	焼津市指名業者選定基準に基づき、総合的に勘案し、上記業者を指名した。				
備考					

避難所用自動ラップ式トイレ

避難所セット



専用凝固剤
カタメルポリマー



BOS
フィルムロールBOSタイプ



専用バッテリー



ウェットティッシュ

特徴

排泄物(消臭・凝固剤を含む)を特殊フィルムにより自動でパッキングする災害時用トイレ。臭いや汚れを防止することに加え、感染予防などにも効果が高い。また、汚物管理の省スペース化も図られる。被災地での評価も高く、能登半島地震では支援物資として要望が挙げられていた。

【仕様】

- ・自動ラップ式トイレ「ラップポン・トレッカー-WT-4GV」
避難所セット × 165個
(本体、消耗品セット250回分、専用バッテリー)

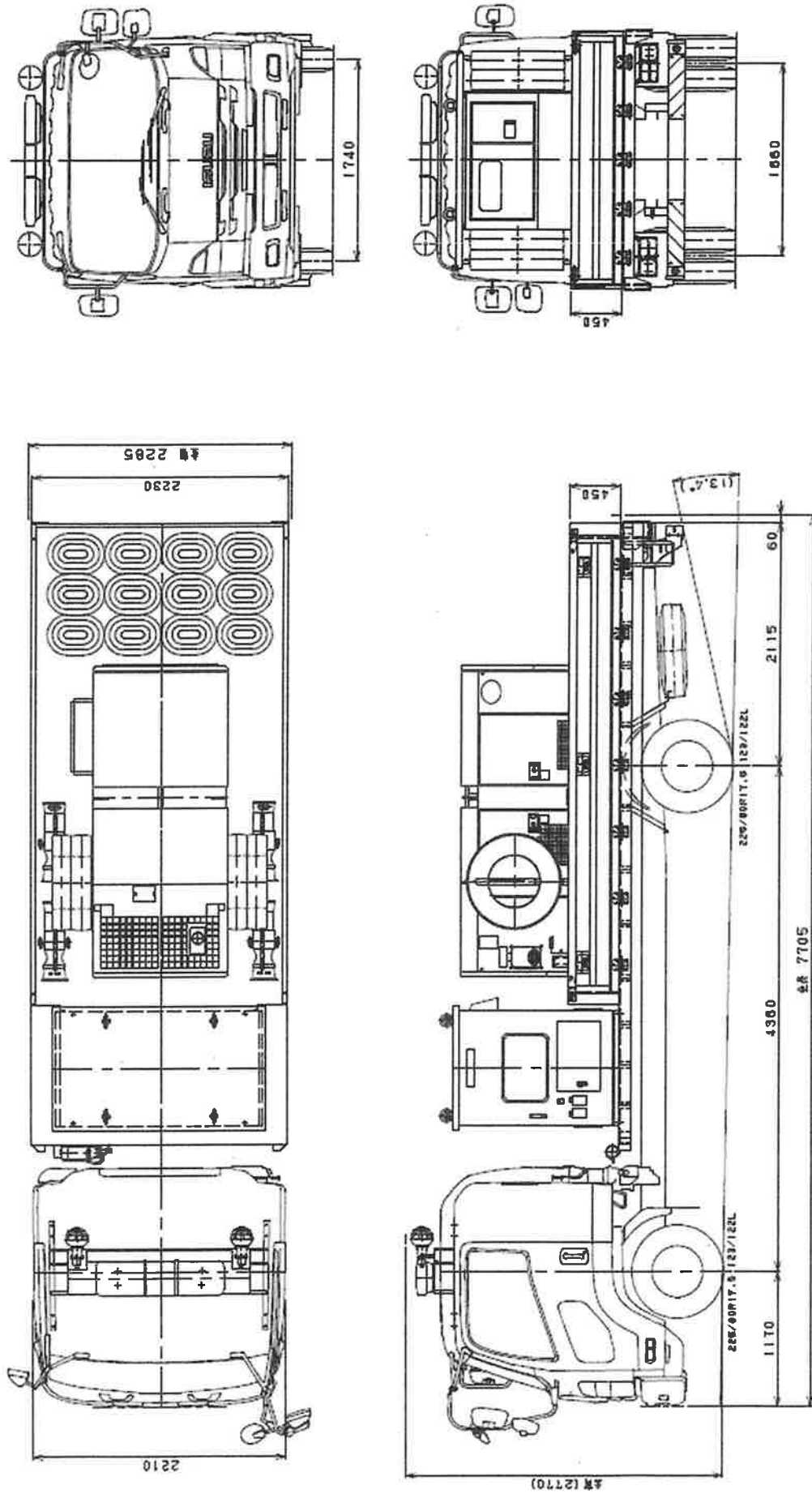
排水ポンプ車の取得について

- 1 取得する物品
排水ポンプ車 1 台
- 2 取得目的
水災害による浸水被害現場等において緊急排水作業の用に供するため。
- 3 車両の規格
 - (1) 全長 8,000mm以下
 - (2) 全幅 2,300mm以下
 - (3) 全高 2,900mm以下
 - (4) 最低地上高 170mm以下
 - (5) 車両総重量 8,000kg未満
 - (6) 乗車定員 2人以上
- 4 その他車両の規格
 - (1) 形式 水冷ディーゼル機関
 - (2) 燃料タンク容量 100L以上
 - (3) 主変速機 A T
 - (4) 制動装置 アンチロックブレーキシステム 1 式
- 5 排水装置及びその性能
 - (1) 排水ポンプ
 - ア 形式 水中モーター駆動ポンプ
 - イ 台数 4 台
 - ウ 口径 $\phi 200\text{mm}$
 - エ 排水量 $7.5\text{m}^3/\text{min}$
 - オ 総排水量
 $30\text{m}^3/\text{min}$ 以上 (全揚程 10m において)
 $15\text{m}^3/\text{min}$ 以上 (全揚程 20m において)
 - (2) 電動機
 - ア 形式 乾式水中型同期電動機 (18kw)
 - イ 電圧 440V
 - (3) 発動発電機 125kVA
 - (4) 排水運転時間 連続運転時間 48 時間以上

入 札 結 果 表

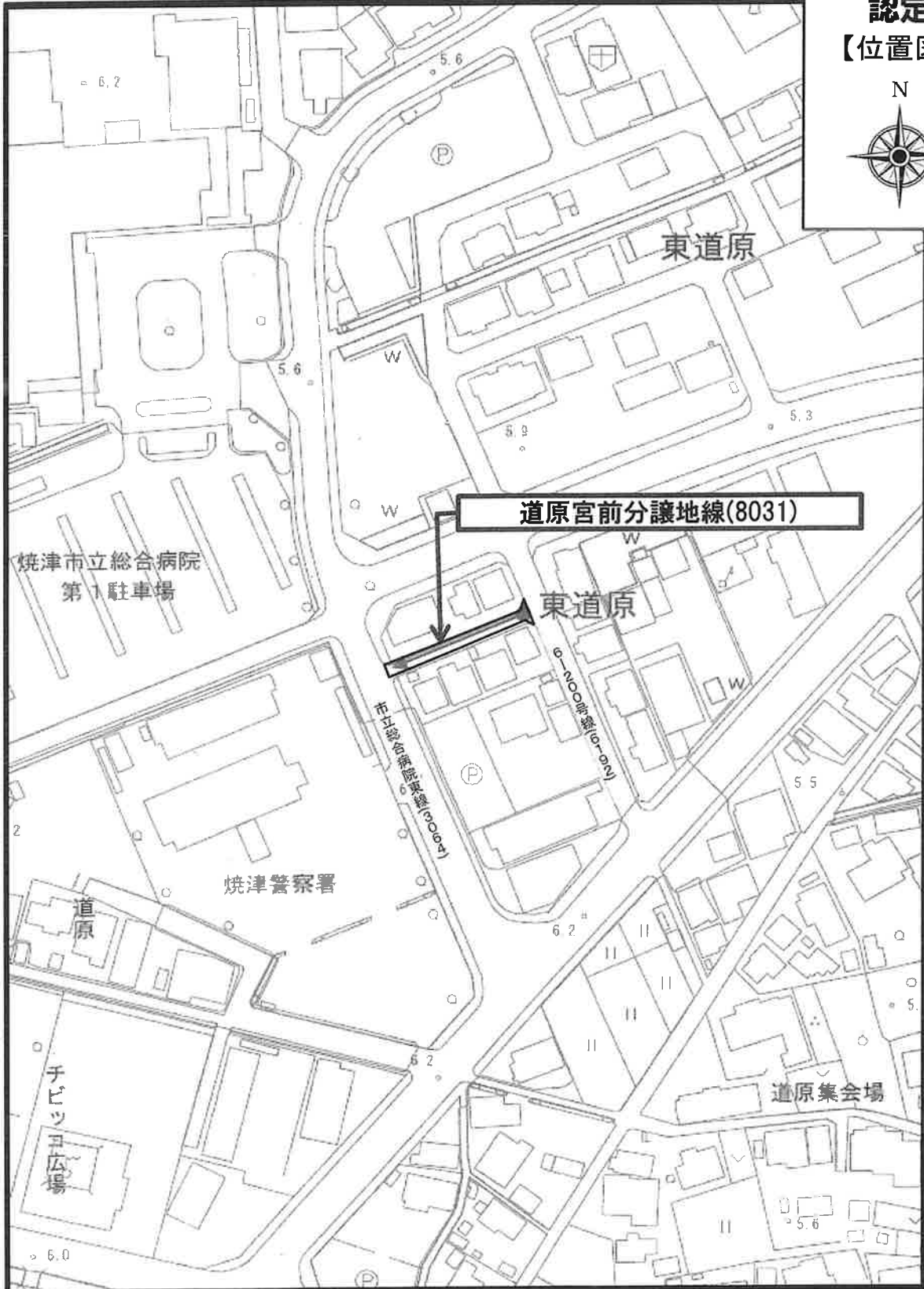
入札番号	物品6号	発注担当課	河川課		
件名	排水ポンプ車				
納品場所	焼津市				
入札執行者	焼津市長 中野 弘道				
入札方法	制限付き一般競争入札				
入札日時	令和07年5月15日(木) 14時00分				
落札価格	¥67,100,000- (入札書比較価格：¥61,000,000-)				
予定価格	¥68,508,000- (入札書比較価格：¥62,280,000-)				
入札参加業者名	第1回入札		第2回入札		結果
	順位	金額	順位	金額	
(株)第一テクノ 静岡営業所	1	¥61,000,000-			落札
* (上記金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額が法令上の申し込み価格である。)					
備考					

排水ポンプ車 (参考図)
 排水ポンプ 7.5mm/min×4台
 電動機 (18kw) 1基
 発動発電機 (125kVA) 1基



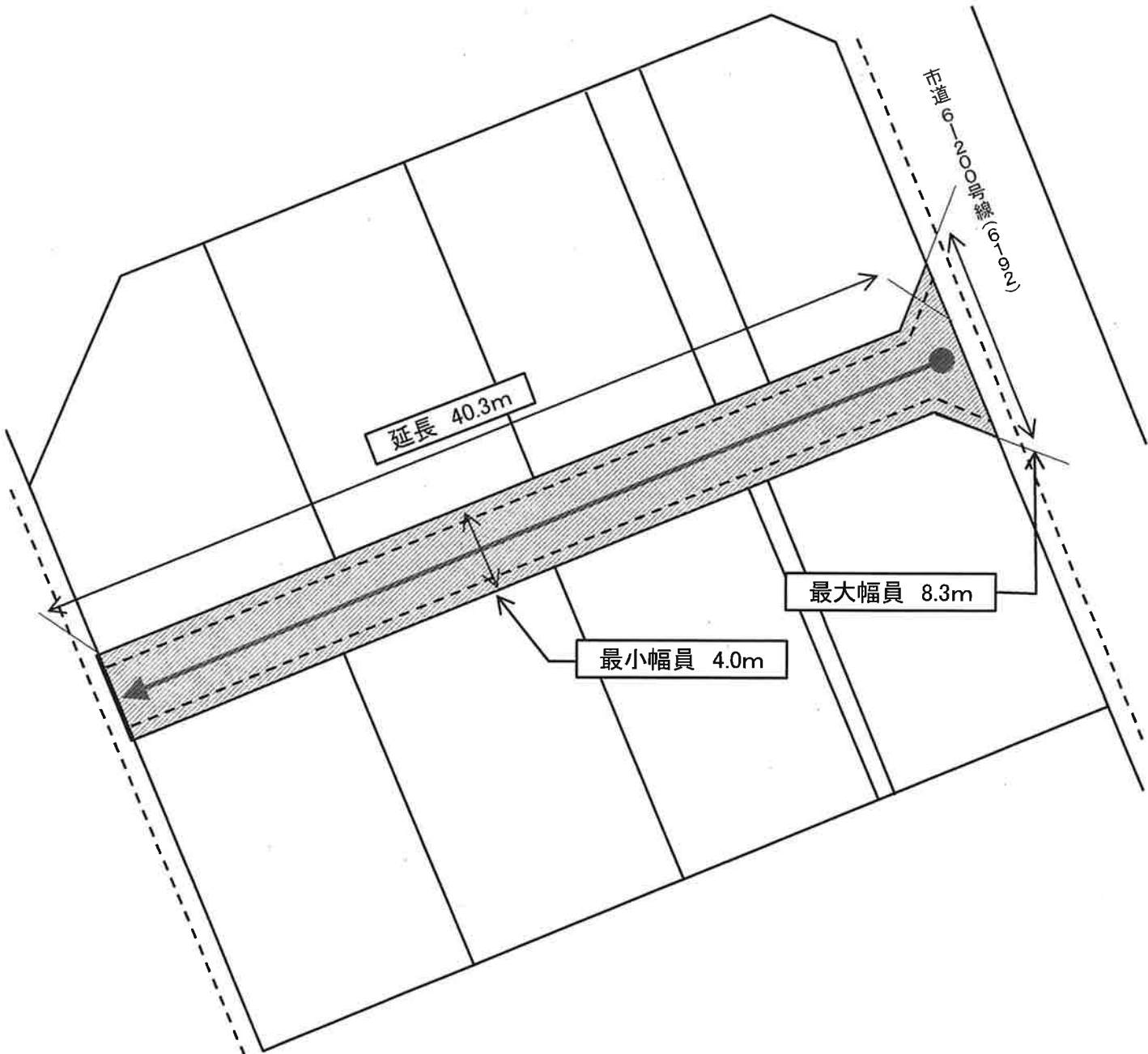
焼津市道路線
認定
【位置図】

N



焼津市道路線
認定
【平面図】

N

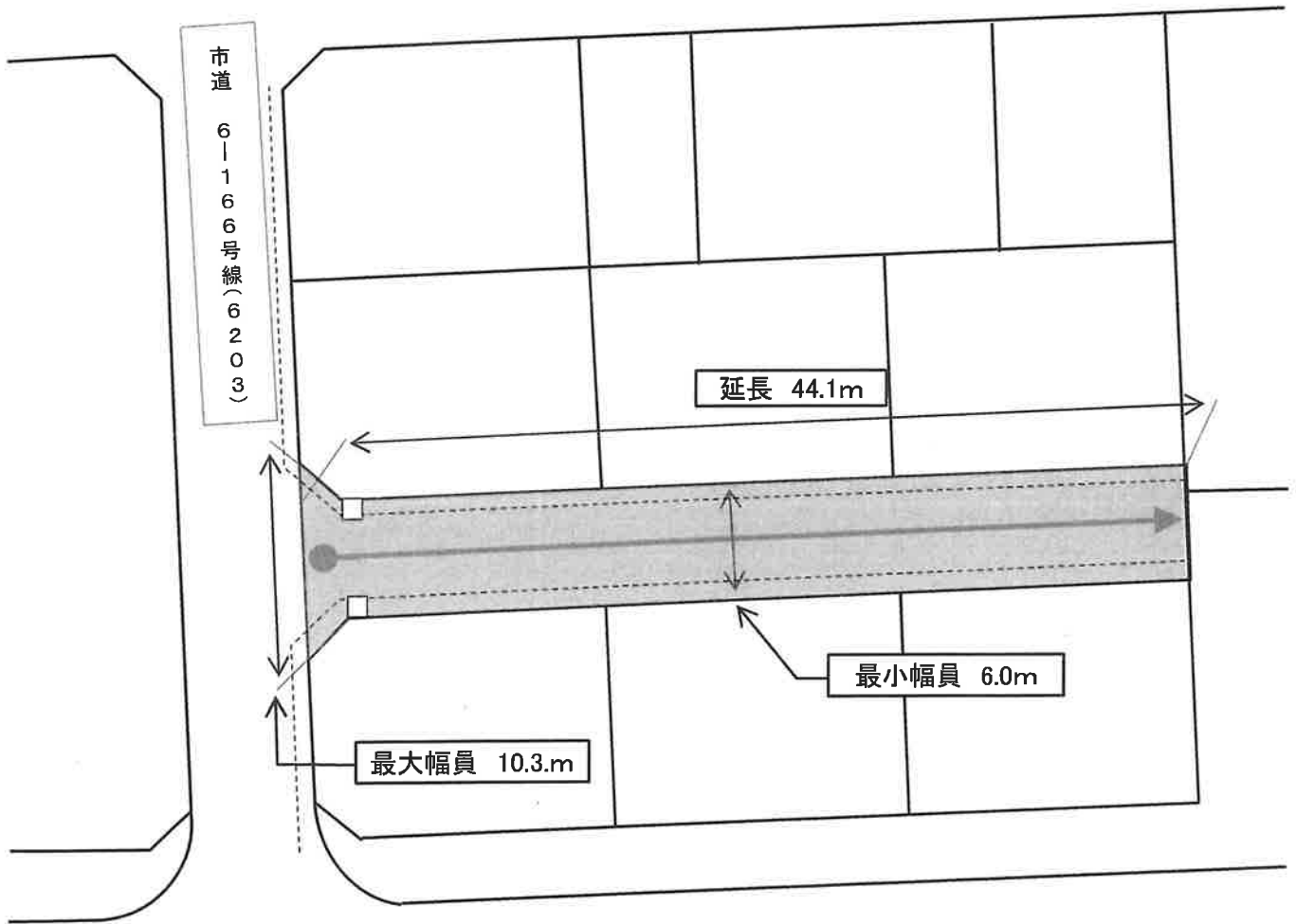
路線名	道原宮前分譲地線 (8031)	
路線延長	最小幅員	最大幅員
40.3m	4.0m	8.3m

焼津市道路線
認定
【位置図】
N




焼津市道路線
認定
【平面図】

N

路線名	下小田寺島分譲地線 (8032)	
路線延長	最小幅員	最大幅員
44.1m	6.0m	10.3m

焼津市道路線
認定
【位置図】



焼津市道路線

認定

【平面図】

N



市道 三ヶ名明星神社南一号線 (2490)

最大幅員 4.0m

延長 109.2m

最小幅員 4.0m

市道 柳新屋村中三号線 (2540)

路線名	柳新屋村中三号線 (7129)	
路線延長	最小幅員	最大幅員
109.2m	4.0m	4.0m